

常陸川水門魚道試験運用検討会規約

(名称)

第 1 条 本会は、「常陸川水門魚道試験運用検討会」（以下「検討会」という。）と称する。

(目的)

第 2 条 本検討会は、常陸川水門に設置された魚道施設の「常陸川水門魚道操作手順(仮称)」（以下「操作手順」という。）を策定するにあたり、試験運用に係る検討を行うため、漁業関係者及び学識経験を有する者等の意見を頂く場として設置するものである。

(組織等)

第 3 条 検討会の委員は、国土交通省関東地方整備局霞ヶ浦河川事務所長が委嘱する。

2 検討会は、別表に掲げる委員及びオブザーバーで構成する。

3 委員の任期は操作手順が策定されるまでとする。

(座長)

第 4 条 検討会には座長を置くこととし、座長は委員間の互選によってこれを定める。

2 座長は検討会を代表し、検討会の円滑な運営と進行を総括する。

3 座長は検討会の秩序維持のために必要な措置を事務局に命ずることができる。

4 座長に事故がある時は、座長が予め指名した委員がその職務を代理する。

(検討会)

第 5 条 検討会は、国土交通省関東地方整備局霞ヶ浦河川事務所長が招集するものとする。

2 委員の代理出席は認めない。ただしオブザーバーはこの限りではない。

(公開)

第 6 条 検討会は原則非公開とし、検討会資料及び開催概要については公開とする。検討会資料及び開催概要の公開については、委員の確認後、霞ヶ浦河川事務所 HP に掲載する。

(事務局)

第 7 条 検討会の事務局は、国土交通省関東地方整備局霞ヶ浦河川事務所調査課に置く。

2 事務局は、検討会運営に係る庶務を処理する。

3 事務局は、第 4 条 3 項に基づく座長の指示により、必要な措置を講ずるものとする。

(規約の改正)

第 8 条 本規約の改正は、委員総数の 2 分の 1 以上の同意を得て行うものとする。

(雑則)

第 9 条 この規約に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項については、委員総数の 2 分の 1 以上の同意を得て行うものとする。

(附則)

この規約は平成 29 年 2 月 27 日から施行する。

別表

検討会委員（敬称略）

山梨大学教授	宮崎 淳一
霞ヶ浦環境科学センター長	福島 武彦
茨城県水産試験場 内水面支場長	谷村 明俊
きたうら広域漁業協同組合 代表理事組合長	海老澤 武美
霞ヶ浦漁業協同組合 代表理事組合長	薄井 征記
常陸川漁業協同組合 代表理事組合長	多田 悦章
国土交通省関東地方整備局 河川保全管理官	鶴巻 和芳
国土交通省関東地方整備局霞ヶ浦河川事務所長	須藤 純一